

令和5年10月作成

マイホーム新築融資工事

設計・現場審査申請要領

(住まいひろがり特別融資（親族居住型）を含む)



沖縄振興開発金融公庫

THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION

目 次

I	融資の対象となる住宅及び敷地の要件	1
II	設計審査の手続き	1
1.	設計（変更）審査の申請先	1
2.	設計（変更）審査の提出書類	2
3.	設計図書について	2
(1)	図面	2
	〔共通基準の図面等への記載〕	3
	〔耐久性基準の図面等への記載〕	3
	〔別記：断熱構造工事の共通基準〕	6
	〔参考図：断熱構造とする部位〕	8
	〔長寿社会対応住宅基準（バリアフリータイプ）の図面等への記載〕	9
	〔環境共生住宅基準（省エネルギータイプ）の図面等への記載〕	9
	〔歴史的・文化的町並み等保存継承住宅工事の図面等への記載〕	11
	〔超長期親子リレー返済住宅工事の図面等への記載〕	11
(2)	仕様書（仕上表を含む。）（必ず提出）	11
4.	設計（変更）審査合格後の処理	11
5.	設計変更審査の申請を要する場合	11
III	現場審査（中間時）の手続き	12
1.	現場審査（中間時）の申請先	12
2.	現場審査（中間時）の申請時期	12
3.	現場審査（中間時）申請時の提出書類	12
4.	現場審査（中間時）の省略	12
IV	現場審査（竣工時）の手続き	13
1.	現場審査（竣工時）の申請先	13
2.	現場審査（竣工時）の申請時期	13
3.	現場審査（竣工時）申請時の提出書類	13
V	設計（変更）審査申請書（個人住宅）の書き方	14
VI	現場審査申請書（個人住宅） 中間時 竣工時 の書き方	16
VII	設計（変更）審査申請書・現場審査申請書の書き方の補足	17
1.	共通事項	17
2.	設計（変更）審査申請書（第二面）	17
3.	設計審査・現場審査に関する通知書	18
4.	建物の構造・用途に関する申出書	18
VIII	現場審査申請書付表 工事内容確認チェックシート (中間時・竣工時)の記載要領等	18
	住宅性能表示制度のご案内	20
	性能表示住宅に関する申出書	22

住まいひろがり特別融資（親族居住型）とは

「親子がお互いの家の近くに住みたい」、「ふるさとを離れがたい両親のために古くなった家を建て替えてあげたい」など、親族が居住するための住宅を取得する際にご利用できる融資制度です。

I 融資の対象となる住宅及び敷地の要件

個人住宅融資及び住まいひろがり特別融資（親族居住型）の対象となる建物は、次の要件を満たしていることが必要です。

1. 住宅部分の床面積は、80m²以上175m²以下

店舗等との併用住宅の場合は、床面積の2分の1以上が住宅部分となります。

2. 敷地の面積は、100m²以上

敷地面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号及び第2条第1項第1号（但し書きを除く。）に定めるところによります。

3. 公庫が定める建設基準

つぎのいずれかの建設基準の組み合わせで行わなければならないものであること。

- イ 「耐久性基準」と「バリアフリータイプ」
- ロ 「耐久性基準」と「省エネルギータイプ」

II 設計（変更）審査の手続き

1. 設計（変更）審査の申請先

一般に住宅をお建てになる場合は、建築基準法の定めるところによりあらかじめ、その住宅の敷地、構造、設備等が建築基準法その他建築関係法令に適合しているかどうかについて、地方公共団体等の確認を受けなければなりません（建築確認）。

一方、公庫融資対象の住宅をお建てになる場合には、建築確認とは別にその住宅が公庫の定める住宅の建設基準に適合しているか、また、融資条件等に適合しているかどうかについて、あらかじめ指定確認検査機関（以下、「検査機関」という。）の審査を受けなければなりません。

これを「設計審査」といい、設計審査の申請先は、下記の検査機関の窓口となっています。

(公財) 沖縄県建設技術センター 建築部	〒901-2202 宜野湾市普天間1丁目2番16号	098-893-5611
沖縄建築確認検査センター（株）	〒900-0022 那覇市樋川1丁目11番3号	098-851-3382
沖縄建築確認センター（株）中部事務所	〒904-2142 沖縄市登川2-1-15	098-929-3600

（注） 設計審査は、建築確認申請とほぼ同時に申請するのが一般的です。

そのため、申請者の便宜を図るうえから、建築確認申請と同じ窓口で同時に受け付ける場合がありますので、申請の際には、検査機関にお問い合わせください。

検査機関とは、沖縄振興開発金融公庫と業務委託契約を締結する建築基準法第七十七条の二十一第一項の規定に基づき指定を受けた法人のことと、（公益財團法人）沖縄県建設技術センターまたは沖縄建築確認検査センター株式会社をいいます。

また、設計審査や現場審査には、検査機関へ支払う審査手数料が必要になります。

審査手数料は検査機関ごとに異なる場合がありますので、あらかじめ検査機関へご確認ください。

現場審査（中間時）は、1戸建住宅（建売住宅、重ね建て住宅を含みます。）の場合に行います。

ただし、共同住宅の場合は、中間時の現場審査は行いません。

なお、1戸建住宅等においても、「住宅瑕疵担保保険の現場検査」または「建築基準法の中間検査」を実施する場合は、中間時の現場審査を省略することができます。

現場審査（竣工時）は、全ての住宅が審査の対象となります。

2. 設計（変更）審査の提出書類

下記書類を提出の際、金融機関から発行される「融資予約通知書」をご提示ください。

提 出 書 類		通 数
① 設計（変更）審査申請書（個人住宅）【沖住個第1号書式】	（第一面）（第二面）	1 通
② 設計（変更）審査に関する通知書（個人住宅）【沖住個第2号書式】	【沖住個第3号書式】	各 1 通
③ 封筒（市販の定形長3）：設計（変更）審査に関する通知書（個人住宅）送付用 ※申請者及び金融機関の宛先を記入し、84円切手を貼ってください。		2 通
④ 設計図書（→ 次項3. 参照）		2 通

※ 住宅性能表示制度を活用すると、設計審査が一部簡素化されます。

3. 設計図書について

設計審査の際に提出する設計図書は次の（1）から（2）のとおりです。

（1）図面（必ず提出）

図面の種類	縮 尺	明 示 す べ き 事 項 等
付近見取図	任 意	方位、道路及び目標となる建物
配 置 図	1/100、1/200、 1/300又は1/500	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		擁壁の設置その他安全上適当な措置
		土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
各階平面図	1/50又は1/100	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
		縮尺及び方位、間取、各室の用途及び床面積
		壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱及び開口部の位置
		共同住宅にあっては、給排水管の位置及び共同住宅以外の住宅にあっては床下点検口の位置
		既存住宅が申請敷地内にある場合で、融資希望住宅の竣工後も既存建物の全部又は一部を残存させるとき（模様替えをするときを含む。）は、残存部分の間取、各室の用途及び床面積等並びに新築部分と残存部分の別
2面以上の立面図	1/50又は1/100	延焼の恐れのある部分の外壁の位置及び構造
		縮尺、開口部の位置
		縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法並びに断熱材の種類及び厚さ
		縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法並びに断熱材の種類及び厚さ
		縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法並びに断熱材の種類及び厚さ
敷 地 面 積 ・ 床 面 積 等 計 算 図	—	敷地面積
		建築面積
		新築建物の住宅部分、車庫等、非住宅（併用）及び非住宅（併存）の面積（住宅と店舗等の区分を明記）
		既存建物の独立の住宅、住宅の一部、車庫等、非住宅（併用）及び非住宅（併存）の面積

- この表において、各図面に明示すべき事項を他の図面に明示したときは、当該図面に明示する必要はありません。
- 付近見取図、配置図及び平面図は併せて作成することができます。
- 面積の計量単位は平方メートルとし、小数点第3位以下は切り捨ててください。
- 設計登録住宅の場合は、承認通知書の写しを提出してください。なお、立面図及び矩計図の提出は不要です。

※ その他、検査機関が必要として指示した図面

※ 歴史的・文化的町並み等保存継承住宅工事や超長期親子リレー返済住宅工事を利用する場合は、それぞれに該当する工事について、基準の内容による図面等への記載を確認してから提出してください。（P.11を参照）

[共通基準の図面等への記載]

基 準 の 内 容	図面等への記載
【共通基準2－（1）】〔接道〕 住宅の敷地は、原則として一般の交通の用に供する道に2m以上接すること。	・配置図
【共通基準2－（2）】〔住宅の床面積〕 1戸当たりの床面積は、80m ² 以上175m ² 以下であること。 ただし、歴史的・文化的町並み等保存継承住宅の場合にあっては、緩和されることがある。	・設計審査申請書 ・平面図 ・住宅の床面積等計算書
【共通基準2－（3）】〔併用住宅の床面積〕 併用住宅の人の居住の用に供する部分の床面積は、全体の床面積の1/2以上であること。	
【共通基準2－（4）】〔住宅の規格等〕 住宅は、原則として、2以上の居住室並びに炊事室、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができるものであること。	・平面図
【共通基準2－（5）】〔戸建型式等〕 木造の住宅は、一戸建て又は連続建てであること。	・平面図
【共通基準2－（6）】〔断熱構造〕 住宅は、別記（P-6～8）に掲げる断熱構造とすること。	・矩計図 ・仕様書
【共通基準2－（7）】〔換気設備の設置〕 浴室・窓のない便所その他湿気の滞留するおそれのある部分には、有効な換気設備を設けること。	・平面図
【共通基準2－（8）②】〔配管設備の点検〕 給水・排水その他の配管設備（配電管を除く）のうち主要なものは、点検口等により点検できること。	・平面図
【共通基準2－（9）①】〔区画〕 原則として、住宅相互間又は住宅と住宅以外の部分との間は、耐火構造又は1時間準耐火構造の床又は界壁で区画すること。	・平面図 ・矩計図 ・仕様書
【共通基準2－（9）⑤】〔併用住宅〕 併用住宅においては、人の居住の用に供する部分とその他の部分との間を壁、建具等により区画すること。	・平面図
【共通基準2－（13）】〔耐久性〕 外壁に接する土台を木造とする住宅は、次の各号に適合すること。 一 地面から外回りの基礎の上端までの高さは40cm以上 二 土台は次のいずれかに該当するもの又はこれと同等以上の耐久性を有するもので、柱を有する構造のものにあっては、柱と同じ寸法以上 イ ひのき、ひば、べいひば、くり、けやき、べいすぎ、台湾ひのき 等 ロ JAS規格等に規定する保存処理性能区分K3以上の処理等を施したもの 三 土台に接する外壁の下端には水切りが設けられていること。	・矩計図 ・仕様書

[耐久性基準の図面等への記載]

① 共通基準

基 準 の 内 容	図面等への記載
【II－1】〔住宅の構造〕 次のいずれかに該当するもの 一 主要構造部が耐火構造の住宅 二 準耐火構造の住宅 三 次の構造別に定めた基準に適合する住宅	・仕様書 ・平面図

② 在来木造の住宅

基 準 の 内 容	図面等への記載
【II－2－（1）】〔柱の小径〕 ① すみ柱の小径は、12cm以上であること。 ② 階数が2以上の通し柱の小径は、13.5cm以上。但し、12cm以上の規定あり。	・平面図 ・矩計図
【II－2－（2）】〔基礎〕 一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、地面から上端までの高さは40cm以上必要。	・矩計図 ・仕様書
【II－2－（3）】〔小屋裏換気〕 2以上の換気孔を天井面積の300分の1以上の割合で設けること。	・矩計図 ・仕様書
【II－2－（4）】〔床下換気および防湿〕 4m以下ごとに300cm ² 以上の換気孔を設け、以下のイ又はロのいずれかで覆うこと。 イ 厚さ6cm以上のコンクリート ロ 厚さ0.1mm以上の防湿フィルム	・矩計図 ・仕様書
【II－2－（5）】〔耐久性上支障のない措置〕 外壁の軸組等について、防腐及び防蟻に有効な措置を講じること。	・矩計図 ・仕様書

③ 枠組壁工法の住宅

【II-3-(1)】 [外壁下地材料]	イ 構造用合板のJASに規定する特類で厚さ9mm以上 ロ 構造用パネルのJASに規定する一級、二級、三級又は四級のもの ハ JISに規定するパーティクルボードで厚さ15mm以上 ホ 外壁に通気層を設ける構造にあっては、国土交通省の告示に適合するもの	・平面図 ・矩計図 ・仕様書
【II-3-(2)】 [その他]	基礎、小屋裏換気、床下換気及び防湿、耐久上支障のない措置については、在来木造の住宅に同じ。	・矩計図 ・仕様書

④ 鉄骨造の住宅

【II-4-(1)】 [構造耐力上主要な部分のうち柱、はり及び筋かいに使用する鋼材]	・材厚、塗装等に関する規定	・矩計図 ・仕様書
【III-4-(2)】 [構造耐力上主要な部分のうち柱、はり及び筋かい以外に使用する鋼材]	・材厚、塗装等に関する規定	・矩計図 ・仕様書
【II-4-(3)】 [その他]	・小屋裏換気、床下換気及び防湿については、在来木造の住宅に同じ。	・矩計図 ・仕様書

⑤ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅

【II-5-(2)】 [かぶり厚さ・水セメント比]						
(い)		(ろ1)		(ろ2)		
部位		水セメント比による 最小かぶり厚さ				
直接土に 接しない 部分	耐力壁以外の壁、床、屋根	屋内	2 cm	3 cm		
	屋外	3 cm	4 cm			
	耐力壁、柱、はり	屋内	3 cm	4 cm		
	屋外	4 cm	5 cm			
直接土に 接する部 分	壁、柱、はり、床、基礎の立ち上がり		4 cm	5 cm		
	基礎（立ち上がり部分、捨てコンクリー ト部分を除く）		6 cm	7 cm		
この表において、外壁の屋外に面する部位又は屋根の屋外に面する部位にタイル貼り、モルタル塗り又は外断熱工法による仕上げが施されている場合については、屋外側に限り、(ろ1) 及び (ろ2) 欄の最小かぶり厚さを1 cm減じることができる。						
【II-5-(3)】 [コンクリートの品質等]						
① 強度が 33N/mm^2 未満の場合スランプ18 cm以下、強度が 33N/mm^2 以上の場合は スランプ21 cm以下。 ② 単位水量が 185kg/m^3 以下であること。				・仕様書 ・配合報告書		

⑥ 丸太組構法の住宅

【II-6-(1)】 [軒の出]	外壁の中心線から軒の先端までの水平距離を60 cm以上とし、かつ、耐力壁の突出部分の先端から軒の先端までの水平距離を25 cm以上とすること。	・矩計図 ・仕様書
【II-6-(2)】 [その他]	基礎、小屋裏換気、床下換気及び防湿、耐久上支障のない措置については、在来木造の住宅に同じ。	・矩計図 ・仕様書

⑦ 補強コンクリートブロック造の住宅

【II-7-(1)】[セメントの種類]			・仕様書 ・配合報告書															
<ul style="list-style-type: none"> ・JISに規定するポルトランドセメント ・JISに規定するフライアッシュセメント ・JISに規定する高炉セメント(但し書きあり) 																		
【II-7-(2)】[かぶり厚さ・水セメント比]																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(い)</th><th colspan="2" style="text-align: center;">(ろ)</th></tr> <tr> <th style="text-align: center;">部 位</th><th colspan="2" style="text-align: center;">最小有効かぶり厚さ</th></tr> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">(イ)水セメント比55%以下</th><th style="text-align: center;">(ロ)水セメント比60%以下</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">屋内側の部分</td><td style="text-align: center;">2cm</td><td style="text-align: center;">3cm</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">屋外側の部分</td><td style="text-align: center;">3cm</td><td style="text-align: center;">4cm</td></tr> </tbody> </table>			(い)	(ろ)		部 位	最小有効かぶり厚さ			(イ)水セメント比55%以下	(ロ)水セメント比60%以下	屋内側の部分	2cm	3cm	屋外側の部分	3cm	4cm	
(い)	(ろ)																	
部 位	最小有効かぶり厚さ																	
	(イ)水セメント比55%以下	(ロ)水セメント比60%以下																
屋内側の部分	2cm	3cm																
屋外側の部分	3cm	4cm																
<p>(注) 外壁の屋外に面する部位にタイル貼り、モルタル塗り又は外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合にあっては、屋外側の部分に限り、(ロ)項に掲げる最小かぶり厚さを1cm減ずることができる。</p>																		
<ul style="list-style-type: none"> ・有効かぶり厚さについては、比較する計算式あり。 																		
【II-7-(3)】[コンクリートブロック及び目地モルタルの品質]			・仕様書 ・配合報告書															
<p>イ コンクリートブロックの圧縮強さが $16 \text{ N} / \text{mm}^2$以上。 ロ 目地モルタルの水セメント比が、55%以下。</p>																		
【II-7-(4)】[雨水の浸透対策]			・矩計図 ・仕様書															
<ol style="list-style-type: none"> ① タイル貼り、モルタル塗り、外断熱工法その他同等以上の仕上げ。 ② JISに規定する防水形外装薄塗材E, 複層仕上塗料又は外装厚塗材E, JISに規定する外壁用塗膜防水材その他同等以上の仕上げ。 ③ 防水性を有する笠木により保護されていること。 																		
【II-7-(5)】[臥梁]			・矩計図 ・仕様書 ・配合報告書															
<p>臥梁が鉄筋コンクリート造等の住宅の基準に適合していること。</p>																		

【共通基準2-(6)】

(別記) 断熱構造工事

公庫融資住宅の場合は、公庫の定める断熱構造工事を実施することが必要です。断熱構造工事は以下の基準に適合し、断熱等性能等級(※)4以上かつ一次エネルギー消費量等級(※)4以上、または、建築物エネルギー消費性能基準を満たす必要があります。

また、賃貸住宅(サービス付き高齢者向け住宅)については、当分の間、本基準の第III章 長寿社会対応住宅基準の概要等の3. 省エネ住宅及びサービス付き高齢者向け住宅に係る基準(1)ニ(ロ)によることができますが、令和5年10月1日からは、共通基準と同様に断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上または、建築物エネルギー消費性能基準(※)を満たすこととします。

なお、財形住宅については、従来通りの断熱等性能等級2相当以上とすることができます。

※ 断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)の規定に基づく評価方法基準(以下、「評価方法基準」という。)に定める等級を示します。

※ 建築物エネルギー消費性能基準とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に定める基準をいいます。

※ 断熱等性能等級4では、各部位の熱抵抗値が〔表-1〕の数値以上とし、かつ、開口部の仕様基準の適用要件である開口部比率等を満足する場合において、日射遮蔽措置が〔表-4〕に適合していること。

同様に、各部位の熱貫流率が〔表-2〕の数値以下となること。(仕様基準の適用要件は同じ。)

又は、冷房期の平均日射熱取得率を求め、〔表-3〕の数値以下とすること。もしくは、「沖縄県における気候風土適応住宅認定基準(令和4年4月)」に適合する住宅であることが必要だが、いずれの場合でも、一次エネルギー消費量等級4以上となることが求められる。なお、建築物省エネ法による認定住宅でも良い。

※ 断熱等性能等級2相当では、各部位に〔表-5〕に示す厚さ以上の断熱材を充填すること、または、各部位の熱貫流率(天井など各部位毎の室内からの熱の逃げやすさ)を計算により求め、〔表-6〕の数値以下とする、若しくは各部位の熱抵抗の値を計算により求め、〔表-7〕の数値以上とすること。

〔表-1〕 热抵抗の基準値R [単位: U=m²・K/W]

単位住戸の種類		部 位	断熱材の施工法	断熱材の熱抵抗の基準値(m ² ・K/W)
(1)	鉄筋コンクリート造等の単位住戸	屋根又は天井	内断熱工法	0.62
			外断熱工法	0.57
(2)	木造の単位住戸	屋 根	充填断熱工法	0.96
		天 井		0.78
(3)	枠組壁工法の単位住戸	屋 根	充填断熱工法	0.96
		天 井		0.89
(4)	木造、枠組壁工法又は鉄骨造の単位住戸	屋根又は天井	外張断熱工法又は内張断熱工法	0.78

※上記(4)以外の工法による鉄骨造の場合、熱抵抗値基準の適用はなし。

〔表-2〕 热貫流率の基準値U [単位: U=W/m²・K]

住宅の種類		部 位	熱 貫 流 率
(1)	鉄筋コンクリート造等の単位住戸	屋根又は天井	内断熱工法 1.18
			外断熱工法 1.26
(2)	その他の単位住戸	屋根又は天井	0.99

〔表-3〕 冷房期の平均日射熱取得率η_{AC} [単位: なし]

6.7

【表-4】開口部の日射遮蔽措置【日射取得率、付属部材等の基準】

開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、住宅の種類、開口部比率の区分に応じ、下表に掲げる仕様に該当すること。

住宅の種類	開口部比率の区分	建具の種類もしくはその組み合わせまたは付属部材、ひさし、軒等の設置
1戸建ての住宅	(い)	
	(ろ)	北±22.5度の方位を除く開口部に付属部材またはひさし、軒等を設ける
	(は) (に)	付属部材またはひさし、軒等を設ける
共同住宅等	(い) (ろ) (は)	
	(に)	北±22.5度の方位を除く開口部に付属部材またはひさし、軒等を設ける

※ 当該窓が2以上の場合、その合計の面積

(参考) 開口部比率の区分 (注) 開口部比率を算定しない場合は、(に)の区分を適用。

1戸建ての住宅：(い) 0.08未満、(ろ) 0.08以上0.11未満、(は) 0.11以上0.13未満、(に) 0.13以上

共同住宅等：(い) 0.05未満、(ろ) 0.05以上0.07未満、(は) 0.07以上0.08未満、(に) 0.08以上

【表-5】断熱材の厚さの早見表（共通基準）

この表で示す断熱材の厚さは、基準に規定する熱抵抗値に適合する断熱材の種類・厚さを選択することが容易にできるように作成したものです。したがって、選択した断熱材の熱伝導率によっては表に記載される厚さよりも薄い厚さでも、基準に定められている熱抵抗値に適合させることができます。なお、断熱材の厚さは、5mm単位に切り上げたものです。								
住宅の種類	部 位	断 热 材 の 热 抵 抗 の 基 準 値 (m ² · K/W)	断熱材の種類毎の最低厚さ (単位:mm)					
			A-1	A-2	B	C	D	E
鉄筋コンクリート造又は組積造の住宅その他これらに類する住宅	屋根又は天井	0.5	30	25	25	20	20	15
木造軸組工法、枠組壁工法、鉄骨造等の住宅	屋根又は天井	0.5	30	25	25	20	20	15

【表-6】熱貫流率の値 [単位 : W / (m² · K)]

住宅の種類	部 位	熱 贊 流 率
鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	屋根又は天井	1.41
	壁	—
	床 外気に接する部分	—
	その他の部分	—
上記以外の住宅	屋根又は天井	1.39
	壁	—
	床 外気に接する部分	—
	その他の部分	—

【表-7】熱抵抗の値 [単位 : m² · K/W]

住宅の種類	部 位	断熱材の 熱抵抗の 値
鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	屋根又は天井	0.5
	壁	—
	床 外気に接する部分	—
	その他の部分	—
上記以外の住宅	屋根又は天井	0.5
	壁 真壁造で断熱材を施工するもの	—
	壁 大壁造で断熱材を施工するもの	—
	床 外気に接する部分	—
	その他の部分	—

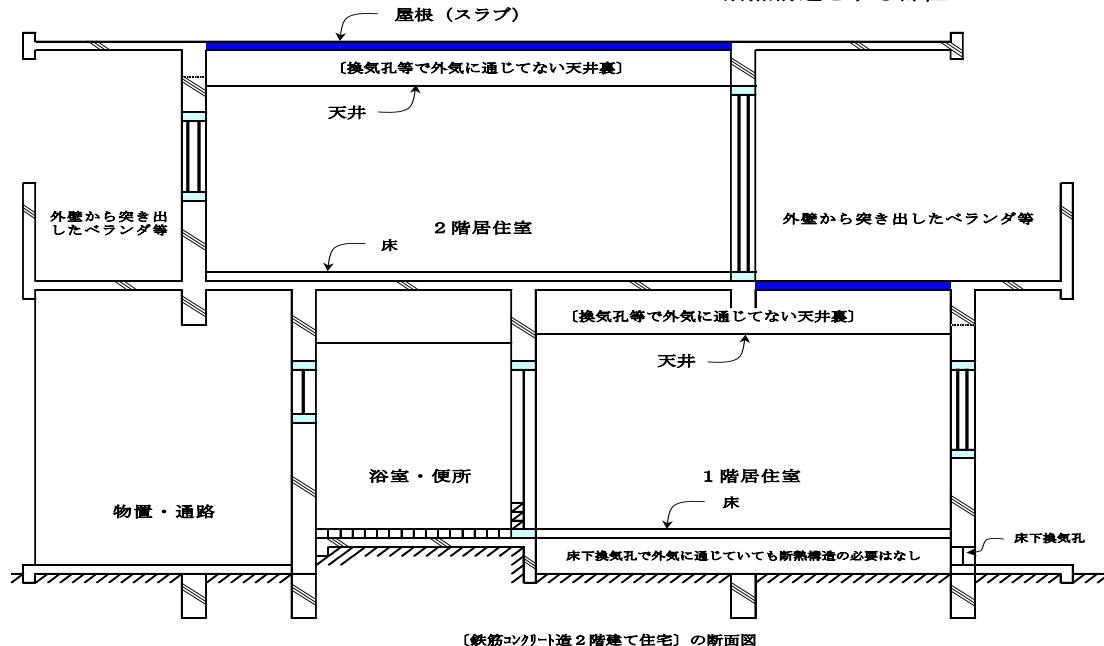
記号別の断熱材の種類（早見表の最低厚さ欄中 A-1～Fは下記による。）

(λ : 热伝導率 [W/(m·K)])

区分	热伝導率 λ	断熱材の種類	区分	热伝導率 λ	断熱材の種類
A-1	0.052 ～ 0.051	・吹込み用グラスウール (LFGW1052、LFGW1352、 LFGW1852)	D	0.034 ～ 0.029	・グラスウール断熱材 通常品80K(80-33)、96K (96-33) 高性能品 (HG20-34、HG24-34、HG24-33)、 HG28-34、HG28-33)、HG32-34、HG32-33、 HG36-34、HG36-33、HG36-32、HG36-31、 HG38-34、HG38-33、HG38-32、HG38-31、 HG40-34、HG40-33、HG40-32、HG48-33、 HG48-32、HG48-31)
		・インシュレーションファイバーハイパー断熱材 ファイバーボード)、建材畳床 (III形)			・ロックウール断熱材 (HC)、ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材1号
A-2	0.050～ 0.046	・グラスウール断熱材 通常品 (10-50、10-49、10-48) 高性能品 (HG10-47、HG10-46)			・押出法ポリスチレンフォーム断熱材2種 (b (A、B、C))
		・吹き込み用ロックウールLFW2547、建材畳床【K、N形】			・フェノールフォーム断熱材2種2号 (A I、A II) ・硬質ウレタンフォーム断熱材1種1号 (I、II) ボリエチレンフォーム断熱材3種
B	0.045～ 0.041	・グラスウール断熱材 通常品(12-45、12-44)、16-45、16-44)、 20-42、20-41) 高性能品 (HG10-45、HG10-44、HG10-43、 HG10-43、HG12-43、HG12-42、HG12-41)	E	0.028 ～ 0.023	・吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材A種1、2
		・ロックウール断熱材 (LA、LB、LC)、 ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 4号			・押出法ボリスチレンフォーム断熱材 スキン層なし3種a (A、B、C) 3種b (A、B、C) スキン層付き3種a (A I、A II、B I、B II、 C I、C II)、3種b (A I、A II、B I、B II、 C I、C II)
C	0.040 ～ 0.035	・ロックウール断熱材 (LA、LB、LC) ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 2号、3号	F	0.022 以下	・硬質ウレタンフォーム断熱材1種 1号 (B I、B II、C I、C II、D I、D II) 2号 (B I、B II、C I、C II、D I、D II、 E I、E II)
		・吸いこみ用グラスウール (LFGW2040、 LFGW2238、LFGW3238、LFGW3240、 LFGW3540) ・吸いこみ用セローズファイバー (LFCF2540、 LFCF4040、LFCF4540、LFCF5040、 LFCF5540) ・フェノールフォーム断熱材2種1号 (A I、 A II)、3種1号 (A I、A II) ・吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材A種3 ・吸込み用ロックウールLFRW6038			・吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材A種1H、2H
D	0.034 ～ 0.029	・ロックウール断熱材 (HC)、ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材1号			・押出法ボリスチレンフォーム断熱材 スキン層なし3種aD、3種bD スキン層付き3種a (D I、D II)、3種b (D I、D II)
		・押出法ボリスチレンフォーム断熱材1種 (b (A、B、C))			・硬質ウレタンフォーム断熱材2種 1号 (B I、B II、C I、C II、D I、D II、 E I、E II) 2号 (B I、B II、C I、C II、D I、D II、 E I、E II)
E	0.028 ～ 0.023	・ボリエチレンフォーム断熱材1号、2号	F	0.022 以下	・フェノールフォーム断熱材2種3号 (A I、A II)
		・吸いこみ用セローズファイバー (LFCF2540、 LFCF4040、LFCF4540、LFCF5040、 LFCF5540)			・吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材A種1H、2H
F	0.022 以下	・吸いこみ用セローズファイバー (LFCF2540、 LFCF4040、LFCF4540、LFCF5040、 LFCF5540)			・ボリエチレンフォーム断熱材1種 1号 (A I、A II、B I、B II、C I、C II、 D I、D II、E I、E II) 2号 (A I、A II、B I、B II、C I、C II、 D I、D II、E I、E II) 3号 (A I、A II、B I、B II、C I、C II、 D I、D II、E I、E II)
		・フェノールフォーム断熱材1号 (A I、 A II)、3種1号 (A I、A II)			・フェノールフォーム断熱材1種 1号 (A I、A II、B I、B II、C I、C II、 D I、D II、E I、E II) 2号 (A I、A II、B I、B II、C I、C II、 D I、D II、E I、E II) 3号 (A I、A II、B I、B II、C I、C II、 D I、D II、E I、E II)

参考図：基礎基準

断熱構造とする部位



〔長寿社会対応住宅基準の図面等への記載〕バリアフリータイプに係る基準

基 準 の 内 容	図面等への記載
<p>【III-1-(1)】 [住宅内のバリアフリー構造]</p> <p>① 床の構造 高齢者等の寝室のある階すべての居室、便所、浴室(出入口の部分を除く。)、洗面所及び脱衣室、玄関(土間の部分を除く。)の各部分の床及び当該部分相互間をつなぐ廊下は、段差のない構造（5mm以内の段差を含む。）とする。</p> <p>② 廊下の幅 内法で、78cm(柱の存する部分にあっては、75cm)以上</p> <p>③ 居室の出入口 すべての居室の出入口の幅は内法で75cm以上、浴室の出入口の幅は内法を60cm以上</p> <p>④ 浴室 浴室の短辺は内法で130cm以上、その有効面積は2.0m²以上</p> <p>⑤ 住宅の階段 (T:踏面の寸法 R:けあげの寸法) $T \geq 19.5\text{cm}$ $R/T \leq 22/21\text{cm}$ $55\text{cm} \leq T + 2R \leq 65\text{cm}$ 次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する部分については上記によらないことができる。 (イ) 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分。 (ロ) 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分。 (ハ) 180度屈曲部分が4段で構成され、その踏面の狭い方の形状が、下から60度、30度及び60度の順となる回り階段の部分。</p> <p>⑥ 手すり (住宅内) 浴室及び住宅内の階段には、手すりを設けること。ただし、住宅内の階段については、ホームエレベーターがあれば設けなくてよい。</p> <p>⑦ 部屋の配置 高齢者等の寝室のある階には、便所を設置すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・平面図 ・矩計図

〔環境共生住宅基準の図面等への記載〕省エネルギータイプに係る基準

基 準 の 内 容	図面等への記載
<p>【IV-1】 [断熱性能の基準]</p> <p>沖縄公庫が定める断熱構造等環境共生の基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく「評価方法基準（最終改正令和4年3月25日国土交通省告示第378号）」第5の5（温熱環境・エネルギー消費量に関すること）に基づき、沖縄県の地域(8)に適用される断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級6、または、断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級4又は5に適合していること。</p> <p>もしくは、建築物省エネ法に基づき所管行政庁が認定した住宅であること。基準の概要は次のとおりである。</p> <p>※断熱性能の基準</p> <p>次の①及び⑤又は②及び⑤に適合し、かつ、開口部の日射遮蔽措置が[表-4]に適合すること。</p> <p>又は、③及び⑤か④及び⑤に適合すること。もしくは、⑥による住宅であること。</p> <p>① 断熱性能等級4の仕様基準の適用条件（開口部比率）を満足する場合において、各部位の熱抵抗の値を計算により求め、[表-1]の数値以上とすること。</p> <p>② 各部位の熱貫流率(壁、天井などの各部位毎の室内からの熱の逃げやすさ)を計算により求め、[表-2]の数値以下とすること。※仕様基準の適用条件(開口部比率等)は①に同じ。</p> <p>③ 冷房期の平均日射熱取得率を計算により求め、[表-3]の数値以下とすること。</p> <p>④ 「沖縄県における気候風土適応住宅認定基準（令和4年4月）沖縄県土木建築部建築指導課」に適合する住宅。（ただし、延べ面積が300m²未満の住宅に限る。構造は問わない。）</p> <p>⑤ 設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。</p> <p>※(評価方法基準)5-2(2)基本原則イの定義により、等級5の基準一次エネルギー消費量は、等級4の0.9倍、等級6の基準一次エネルギー消費量は、等級4の0.8倍となる。)</p> <p>⑥ 建築物省エネ法に基づき、所管行政庁から建築物エネルギー性能向上計画が認定された住宅または、基準適合建築物に認定された住宅。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・矩計図 ・仕様書

[表 - 1] 热抵抗の基準値R [単位 : R=m²・K/W]

単位住戸の種類		部 位	断熱材の施工法	断熱材の熱抵抗の基準値 (m ² ·K/W)
(1)	鉄筋コンクリート造等の単位住戸	屋根又は天井	内断熱工法	0.62
			外断熱工法	0.57
(2)	木造の単位住戸	屋 根	充填断熱工法	0.96
		天 井		0.78
(3)	枠組壁工法の単位住戸	屋 根	充填断熱工法	0.96
		天 井		0.89
(4)	木造、枠組壁工法又は鉄骨造の単位住戸	屋根又は天井	外張断熱工法 又は内張断熱工法	0.78

※上記(4)以外の工法による鉄骨造の場合、熱抵抗値基準の適用はなし。

[表 - 2] 热貫流率の基準値U [単位 : U=W/m²・K]

住宅の種類		部 位	熱 貫 流 率
(1)	鉄筋コンクリート造等の単位住戸	屋根又は天井	内断熱工法 1.18
			外断熱工法 1.26
(2)	その他の単位住戸		屋根又は天井 0.99

[表 - 3] 冷房期の平均日射熱取得率η_{AC} [単位 : なし]

6.7

[表 - 4] 開口部の日射遮蔽措置 [日射取得率、付属部材等の基準]

開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、住宅の種類、開口部比率の区分に応じ、下表に掲げる仕様に該当すること。

住宅の種類	開口部比率の区分	建具の種類もしくはその組み合わせ または付属部材、ひさし、軒等の設置
1戸建ての住宅	(い)	
	(ろ)	北±22.5度の方位を除く開口部に付属部材またはひさし、軒等を設ける
	(は) (に)	付属部材またはひさし、軒等を設ける
共同住宅等	(い) (ろ) (は)	
	(に)	北±22.5度の方位を除く開口部に付属部材またはひさし、軒等を設ける

※ 当該窓が2以上の場合は、その合計の面積

(参考) 開口部比率の区分 (注) 開口部比率を算定しない場合は、(に)の区分を適用。

1戸建ての住宅 : (い) 0.08未満、(ろ) 0.08以上0.11未満、(は) 0.11以上0.13未満、(に) 0.13以上

共同住宅等 : (い) 0.05未満、(ろ) 0.05以上0.07未満、(は) 0.07以上0.08未満、(に) 0.08以上

[歴史的・文化的町並み等保存継承住宅工事の図面等への記載]

基 準 の 内 容		図面等への記載
【VII】 [歴史的・文化的町並み等保存継承住宅に係る基準]		
融資の拡充	・基本融資額を住宅部分の建設費の50%とします。	・仕様書 ・審査済証等
指定の状況	①首里金城地区（那覇市）②壺屋地区やちむん通り（那覇市）③龍潭通り沿線地区（那覇市） 担当部局：那覇市都市計画課都市デザイン室 Tel 098-951-3246	

※担当部局の内容審査を受けている旨の書類の添付

[超長期親子リレー返済融資工事の図面等への記載]

基 準 の 内 容		図面等への記載
【VIII】 [超長期親子リレー返済住宅に係る基準]		
超長期親子リレー返済の対象となる住宅は、その建て方型式に応じて次の表に掲げる要件に適合する住宅とする必要があります。		・仕様書 ・平面図 ・面積等算定表
建て方	一戸建て	連続建て及び重ね建て
一戸当たりの床面積	125m ² 超	95m ² 超
敷地面積	200m ² 超	—
バリアフリー要件	バリアフリー住宅工事（p. 9）を行うこと	
耐久性要件	耐火・準耐火・木造（耐久性あり）（p. 3～参照）	
居住室	4以上の居住室	
便所	2以上の便所	次の①又は② ① 2以上の便所 ② 一定の広さ等を有する 1以上の便所（注1）
炊事室	2以上の炊事室	1以上の炊事室
浴室	次の①又は② ① 2以上の浴室 ② 一定の広さ等を有する1以上の浴室（注2）	
<small>(注1) 便所：次の（ア）又は（イ）に掲げるいずれかの基準に適合し、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であること。 (ア) 短辺（軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が内法寸法で1,100mm以上、かつ、長辺（軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が内法寸法で1,300mm以上であること。 (イ) 便器の前方及び側方について、便器と壁の距離（ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が500mm以上であること。</small>		
<small>(注2) 浴室：浴室の短辺が内法寸法で1,400mm以上であり、かつ、面積が内法寸法で2.5m²以上であること。</small>		

(2) 仕様書（仕上表を含む。）（必ず提出）

- ① 「公庫融資住宅工事仕様書」（別冊参照）に、仕上表等必要事項を記入し、公庫が定める基準のいずれの工事に該当するかをチェックして、提出してください。
- ② 設計登録住宅の場合は、仕様書の提出は省略して差し支えありません。

4 設計（変更）審査合格後の処理

設計審査に合格しますと、「設計（変更）審査に関する通知書（建売住宅）」が検査機関から郵送されますので、検査機関に出向き設計図書をお受け取りください。

5 設計変更審査の申請を要する場合

設計審査合格後から現場審査（中間時）を受けるまでの間に以下に示す変更を行う場合には、設計変更審査申請の手続きをする必要があります。手続きは（2）及び（3）に準じて行ってください。この場合に提出する設計図書は設計変更に関する図面等のみで結構です。

※ 設計変更審査の申請を要する変更の内容

- a. 構造種別の変更
- b. 戸建型式の変更
- c. 階数の変更
- d. 融資限度額の増額を伴う床面積の変更 ①100m²以下→100m²超 ②125m²以下→125m²超

III 現場審査（中間時）の手続き

所定の工程において検査機関による現場審査を受ける必要があります。この現場審査は、設計審査に合格した建設計画について、実際の工事が公庫融資対象の住宅として定められた建設基準に適合しているか、また、融資条件等に適合しているかなどについて、検査機関の担当者が申請書および現場の状況について確認する手続きです。

また、公庫が必要と判断したときは、所定の現場審査の時期以外に臨時の現場審査を行う場合があります。

なお、共同住宅の場合は、中間時の現場審査は不要となります。

(注) 工事中の建設計画変更は、内容により設計変更審査申請の手続きが必要になる場合もありますのでご注意ください。（Ⅱの5の「設計変更審査の申請を要する場合」前ページ参照。）

1 現場審査（中間時）の申請先

設計審査の申請先と同じですが、一部の地域では申請窓口が異なる場合もありますので、設計審査を申請された検査機関の担当課にお問い合わせください。

2 現場審査（中間時）の申請時期

現場審査（中間時）は、住宅の構造別に次表の時期に行うので、具体的な日程についてあらかじめ検査機関の担当者と打合せのうえ、所定の工程に達する1週間前までには申請書をご提出ください。

区分	現 場 審 査 の 時 期
	中 間 時
・鉄筋コンクリート造 ・れんが造り ・ブロック造り	最上階のがりよう又は屋根版の配筋が完了したときから外壁の断熱工事が完了したときまでの間
・ツーバイフォー ・プレハブ ・鉄骨構造	壁体の組立及び屋根工事が完了したときから外壁の断熱工事が完了したときまでの間
上記以外の構造	屋根工事が完了したときから外壁の断熱工事が完了したときまでの間

3 現場審査（中間時）申請時の提出書類

提 出 書 類	通 数
① 現場審査申請書（個人住宅）（中間時） 〔沖住個第5号書式〕（第一面）（第二面）	1 通
② 現場審査に関する通知書（個人住宅）（中間時） 〔沖住個第6・7号書式〕（申請者用）（金融機関用）	1 通
③ 現場審査申請書付表 工事内容確認チェックシート（中間時・竣工時） ・一般用〔沖住個第11号書式〕・設計登録住宅用〔沖住個第12号書式〕	1 通
④ 封筒（市販の定型長3）現場審査に関する通知書（個人住宅）（中間時）送付用 ・申請者及び金融機関の宛先を記入し、84円切手を貼ってください。	2 通

※ 工事請負契約書（原本）の提出を求められる場合がありますので、ご準備ください。

現場審査（中間時）の完了後に現場審査の合格通知書が発行されます。

4 現場審査（中間時）の省略

共同建て住宅については、中間時の現場審査はありません。

また、一戸建て住宅、連続建て住宅、重ね建て住宅であっても、次に該当する場合は、中間時の現場審査を省略することができます。

①「住宅瑕疵担保履行法による住宅瑕疵担保責任保険の現場検査」または「建築基準法の中間検査※」を行う機関と、設計審査及び現場審査を行う機関が同一であること。

②「住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）」による住宅性能評価書を既に取得済みの住宅で、設計審査及び現場審査を行う機関が同一であること。

※ 建築基準法の中間検査の時期が、2に定める現場審査の申請時期に実施するものに限ります。

IV 現場審査（竣工時）の手続き

竣工の時期に検査機関による現場審査を受ける必要があります。この現場審査は、現場審査（中間時）と同様、地方公共団体等の担当者が申請書及び現場の状況について確認する手続きです。

また、公庫が必要と判断したときは、所定の現場審査の時期以外に臨時の現場審査を行う場合があります。

なお、現場審査（竣工時）合格後は、床面積の変更などの建設計画の変更はできませんのでご注意ください。

(注) 工事中の建設計画変更は、内容により、設計変更審査申請の手続きが必要になる場合もありますのご注意ください。（Ⅱの5の「設計変更審査の申請を要する場合」11ページ参照。）

1 現場審査（竣工時の申請先

現場審査（中間時）の申請先と同じです。

2 現場審査（竣工時）の申請時期

現場審査（竣工時）は、住宅の竣工の時期に行うので、具体的な日程についてあらかじめ検査機関の担当者と打合せのうえ、竣工する1週間前までにはご提出ください。

3 現場審査（竣工時）申請時の提出書類

提出書類	通数
① 現場審査申請書（個人住宅）（竣工時） 〔沖住個第8号書式〕（第一面）（第二面）	1 通
② 現場審査に関する通知書（個人住宅）（竣工時） 〔沖住個第9・10号書式〕（申請者用）（金融機関用）	1 通
③ 現場審査申請書付表 工事内容確認チェックシート（中間時・竣工時） ・一般用〔沖住個第11号書式〕・設計登録住宅用〔沖住個第12号書式〕	1 通
④ 封筒（市販の定型長3）現場審査に関する通知書（個人住宅）（竣工時）送付用 ・申請者及び金融機関の宛先を記入し、84円切手を貼ってください。	2 通
⑤ 工事請負契約書等（原本） （現場審査（中間時）から請負金額に変更がある場合のみ提示。）	提示
⑥ 檢査済証の写し（建築確認が不要である場合又は現場審査の申請先と完了検査の申請先が同じ窓口の場合は提出不要） 検査済証が未交付の場合は、完了検査申請書（受理日が押印されているもの）の写しに替えることができます。ただし、この場合は、現場審査の合格までに検査済証が交付されることが必要です。	1 通
⑦ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し (除却工事費等融資を利用する場合のみ) ※ マニフェストE票（写し）を提出できない場合にあっては、「マニフェスト未回収に係る申出書」及びマニフェストD票を提出	1 通

現場審査（竣工時）の完了後に現場審査の合格通知書が発行されます。

V 設計（変更）審査申請書（個人住宅）の書き方

- 設計（変更）審査申請書（個人住宅）は、この「書き方」及び17ページの「書き方の補足」をお読みのうえご記入ください。
なお、かきかたに不明の箇所がありましたら、公庫本店住宅融資班へお問合せください。
- 書類の記入ミスや記入漏れはトラブルや手戻りの原因になりますのでご注意ください。

（第一面）

申請書を検査機関へ申請する年度及び年月日を記入してください。

[沖住個第1号書式]

設計（変更）審査申請書（個人住宅）
(第一面)

公庫の定める建設基準、融資条件、手続き等を了承し、下記のとおり設計（変更）審査を申請します。
なお、当申請書及び添付図書等に記載の事項は、事実に相違ありません。

受託検査機関 殿

令和 年 月 日

申請者

郵便番号	〒 (- -)
現住所	
電話番号	(- - -)
氏名	(印)

申請者欄は、借入申込書（申込本人控）の申込本人欄に記載されている氏名、現住所等を記入して押印してください。

※印のある欄は記入しないでください。

※検査機関受付欄	※「融資予約通知書」照合欄	※判定欄（合格年月日及び番号）
		令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 木造（耐久性） <input type="checkbox"/> 準耐火（一般） <input type="checkbox"/> 準耐火（高性能） <input type="checkbox"/> 耐火（一般） <input type="checkbox"/> 性能耐火（耐久性有） 第 号
※審査員氏名	※整理簿記入照合欄	
※備考欄		

（注）記入に当たっては、別冊の「設計・現場審査申請要領」をご覧ください。

A-1 公庫 設計審査申請書(第一面)

(第二面)

○ 記入にあたっては、「融資予約通知書」の内容をご覧の上、記入してください。

[沖住個第1号書式]		(第二面)	
<p>「③敷地面積の制限」欄は、該当事項に○印を付す 共に、2. の場合、「融資予約通知書」の敷地面積の制 限欄に記入されている面積を()内に記してください。 なお、財形新築住宅建設資金単独融資の場合は、記入の必要はありません。</p> <p>「⑤建物の構造等」欄は、新築住宅の構造、専用 住宅、併用住宅、戸建型式の別について、該 当する 項目に○印を付してください。なお、住宅に あわせて自己使用の店舗・事務所等を建設する 併用住宅の場合には、併用部分の用途を明確 に記入してください。</p> <p>「⑥取扱金融機関名、1. 融資区分、2. 融資種別、 6. 融資申込受付年月」 欄は、「融資予約通知 書」の内容と一致するこ とが必要です。</p> <p>「5. 工法」欄について は該当する項目に○印 を付し、プレハブ等の 場合で設計登録住宅で ある場合は、「設計登録 住宅の場 合」欄の「会社名」及び 「承認番号」を記入して ください。又、「7. 鉄 骨造・RC造等」に該当する 場合は、()内の構造 についても該当する項 目に○印を付してくだ さい。</p>	<p>「①設計者」欄は、名称及び設計図 書を作成した方の氏名又は設計の 具体的な内容に詳しい「②担当者」の 氏名等を記入してください。</p> <p>「⑦地域及び地区」 欄は、都市計画で 定められた該当地 域の□欄に○印を 付してください。 なお、「その他の地 域及び地区」欄は、 区画整理施行地区、 計画道路等に該當 する場合に、その 該当事項をご記入 ください。</p> <p>※印のある欄は記入 しないでください。</p> <p>「10. 公庫が定める建設基準」欄 は、いずれかのタイプとの選択が 必要ですので、どちらかに必ず ○印を付してください。</p> <p>「11. 「その他の基準」の該当事項を融資予 約通知書にあわせて○印を付してください。 又、歴史的・文化的町並み等保存継承住宅 の優遇措置を受けたい場合は、該当する地区 に○印を付してください。</p> <p>「14.」欄は、設計変更審査を申 請する場合に、設計変更の内容 を記入してください。この場合、 併せて変更に係る部分の図面を 添付する必要があります。</p> <p>「12.」欄は、住宅性能表 示制度について記入し てください。</p> <p>申請住宅等の規模の申請者記入欄は小数点第三位以下を切り捨て、小数点第二位まで記入してください。 なお、記入にあたっては次の点にご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 敷地面積は、敷地面積の制限欄の面積区分に合致することが必要です。 ● 新築建物の「a. 住宅部分」の床面積には、地下室（居住室、炊事室、便所、浴室を除く。）、車庫、別棟の物置、バルコニーとして使用される住宅部分及び共同建ての住宅の共用部分の床面積は含みません。 ● 「新築建物の床面積」欄及び「既存建物の床面積」欄については、5ページを参照しながら記入してください。 ● 「(a + ロ) の床面積」は、②住宅部分の床面積の上限欄の面積以下であることが必要です。 ● 「(c + ニ) の床面積」は、「(a + ロ) の床面積」以下であることが必要です。（財形新築住宅建設資金単独融資の場合は除く。）建設費については、請負契約書の請負契約金額（又は工事の見積予定額等） 		

VI 現場審査申請書（個人住宅） 中間・竣工の書き方

○ 第一面については、設計（変更）審査申請書の第一面（14ページ）を参照してください。

（第二面）

[沖住個第5号書式]		(第二面)																
①工事監理者又は施工者	氏名又は名称 電話番号	②担当者																
③設計審査の合格年月日・番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">④合規年月日</td> <td style="width: 10%;">令和 年 月 日</td> <td style="width: 10%;">⑤併用住宅区分</td> <td style="width: 10%;">△ 1. 専用住宅</td> <td style="width: 10%;">△ 2. 併用住宅</td> </tr> <tr> <td>⑥合格番号</td> <td>△ 1. 木造（耐久性） △ 2. 準耐火（一般） △ 3. 準耐火（高性能） △ 4. 耐火（一般） △ 5. 性能耐火（耐久性有）</td> <td>△ 6. 建物構造等 △ 7. 戸建型式等</td> <td>△ 1. 木造（耐久性） △ 2. 準耐火（一般） △ 3. 準耐火（高性能） △ 4. 耐火（一般） △ 5. 性能耐火（耐久性有）</td> <td>△ 1. 1戸建て △ 2. 連続建て △ 3. 重ね建て △ 4. 共同建て</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			④合規年月日	令和 年 月 日	⑤併用住宅区分	△ 1. 専用住宅	△ 2. 併用住宅	⑥合格番号	△ 1. 木造（耐久性） △ 2. 準耐火（一般） △ 3. 準耐火（高性能） △ 4. 耐火（一般） △ 5. 性能耐火（耐久性有）	△ 6. 建物構造等 △ 7. 戸建型式等	△ 1. 木造（耐久性） △ 2. 準耐火（一般） △ 3. 準耐火（高性能） △ 4. 耐火（一般） △ 5. 性能耐火（耐久性有）	△ 1. 1戸建て △ 2. 連続建て △ 3. 重ね建て △ 4. 共同建て		第 号			
④合規年月日	令和 年 月 日	⑤併用住宅区分	△ 1. 専用住宅	△ 2. 併用住宅														
⑥合格番号	△ 1. 木造（耐久性） △ 2. 準耐火（一般） △ 3. 準耐火（高性能） △ 4. 耐火（一般） △ 5. 性能耐火（耐久性有）	△ 6. 建物構造等 △ 7. 戸建型式等	△ 1. 木造（耐久性） △ 2. 準耐火（一般） △ 3. 準耐火（高性能） △ 4. 耐火（一般） △ 5. 性能耐火（耐久性有）	△ 1. 1戸建て △ 2. 連続建て △ 3. 重ね建て △ 4. 共同建て														
	第 号																	
④建物の構造等																		
⑤取扱金融機関																		
「1. 融資区分」「2. 融資種別」「6. 工法」「8. 敷地面積」「9. 申請住宅等の規模」の申請者記入欄等は、設計（変更）審査申請書と同じ要領で記入してください。又、面積に変更がある場合は、変更後の面積を記入してください。	<p>5. 地名地番については、全ての地番を記入してください。</p> <p>※印のある欄は記入しないでください。</p>																	
「10. 建設費」については、請負契約書の請負契約金額をもとに記入してください。																		
「18. 軽微な設計変更の内容又は連絡事項」欄は、設計審査の変更を要しない軽微な設計の変更（構造種別、戸建型式、階数の変更、融資限度額の増額を伴う床面積の変更、割増融資工事の追加、又はタイプの変更以外の変更をいう。）についてその内容を記入してください。 なお、現場審査（竣工時）合格後は、敷地面積・床面積の変更などの建設計画の変更に係る手続きを行うことができませんのでご注意ください。	<p>15. その他の基準</p> <p>16. 住宅性能表示制度登録有無</p> <p>17. 工事請負業者名（カナ）</p> <p>18. 軽微な設計変更の内容又は連絡事項</p> <p>19. 資金の受領方法</p> <p>A-6 公庫（中間時）現場審査申請書（第二面）</p> <p>「14. 公庫が定める建設基準」「15. その他の基準」の欄は、設計（変更）審査申請書と同じ要領で記入してください。この欄に変更があった場合は、変更の手続きが必要になりますのでご注意ください。</p> <p>「19. 資金の受領方法」について、該当項目に○印を付してください。</p>																	

VII 設計（変更）審査申請書・現場審査申請書の書き方の補足

1. 共通事項

- (1) 設計審査申請書及び現場審査申請書は、1通作成してください。
- (2) 申請書は（第一面）から（第二面）まで記入のうえ申請してください。
- (3) △印の欄は、該当する項目に○印を付してください。（変更のない場合は、借入申込書の内容と一致させてください。）
- (4) 設計審査申請時の申請内容が、借入申込時の内容と異なるときは融資額の減額となる場合がありますので、取扱金融機関に連絡し、あらかじめ変更の手続きを行ってください。借入申込時の申込内容については、「融資予約通知書」を参照してください。

2. 設計（変更）審査申請書（第二面）

- (1) 第二面は、申請書に加え、[金融機関通知用]・[申請者通知用]の3葉となっております。
- (2) 「9. 申請住宅等の規模」欄について
 - ① 「新築建物の床面積」欄の申請者記入欄には、下記に該当する部分の床面積（面積は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで）を記入してください。
 - イ. 「a. 住宅部分」とは、「b. 車庫等」の部分を除いた住宅部分のことです。
 - ロ. 「b. 車庫等」とは、地下室（居住室、炊事室、便所、浴室等を除く。）及び住宅部分の専用使用に係る車庫、別棟の物置、建築基準法の床面積に算入されるバルコニー並びに共同建ての場合の共用部分（持分）のことです。
 - ハ. 「c. 非住宅（併用）」とは、住宅部分と一体として自己使用される店舗等（店舗等の使用に係る車庫を含む。以下同じ。）の部分のことです。
 - ニ. 「d. 非住宅（併存）」とは、住宅部分との間が開口部のない耐火構造又は1時間準耐火構造の壁又は床で完全に区画された非住宅部分のことです。なお、共同建ての場合は、申請住宅以外の住宅及びその共用部分（持分）の床面積もこの欄に記入してください。
 - ② 「既存建物の床面積」欄の申請者記入欄には、申請敷地（建築確認の敷地の範囲と同一です。）内に下記に該当する既存建物があり、融資希望住宅の竣工後も残存させる場合にその構造及び残存床面積（面積は小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位まで）を記入してください。（敷地分割を行い、既存建物が申請敷地内に存在しない場合は記入不要です。）
 - イ. 「イ. 独立の住宅」とは、残存させる建物が親の住宅の場合等で住宅として独立機能（便所及び炊事室を有し独立した生活を営むことができる機能をいう。以下同じ。）を備えているもののことです。
 - ロ. 「ロ. 住宅の一部」とは、残存させる建物が居住室等で住宅としての独立機能を備えておらず「a. 住宅部分」と一体として使用するもののことです。この場合、「ロ. 住宅の一部」の床面積は「a. 住宅部分」の床面積未満であり、かつ、「a. 住宅部分」と「ロ. 住宅の一部」の床面積の合計が「②住宅部分の床面積の上限」欄の面積以下であることが必要です。
 - ハ. 「ハ. 車庫等」とは、地下室（居住室、炊事室、便所、浴室等を除く。）及び住宅部分の専用使用に係る車庫、別棟の物置、バルコニー並びに共同建ての場合の共用部分（持分）のことです。

- 二. 「二. 非住宅（併用）」とは、住宅部分と一体として自己使用される店舗等の部分のことです。この場合、「c. 非住宅（併用）」と「二. 非住宅（併用）」の床面積の合計は、「a. 住宅部分」と「ロ. 住宅の一部」の床面積の合計の面積以下であることが必要です。なお、財形新築住宅建設資金単独融資の場合は、この条件は適用されません。
- ホ. 「ホ. 非住宅（併存）」とは、住宅部分との間が開口部のない耐火構造または1時間準耐火構造の壁もしくは床で完全に区画された非住宅部分及び別棟の非住宅部分のことです。
- (3) 「10. 建設費」欄は、工事請負契約書等の請負契約金額（消費税を含む。ただし、工事請負契約をまだ締結していないときは、工事の見積予定額をいう。以下同じ。）をもとに記入してください。
- ① それぞれの床面積の区分に応じた建設費欄に振り分けて記入し、合計欄が請負契約金額と一致するようにしてください。
 - ② 「a. 住宅部分+b. 車庫等」の工事費とは、床面積の区分が「a. 住宅部分」、「b. 車庫等」の部分に該当する工事費です。なお、非住宅がある場合は住宅部分の持分を記入してください。
 - ③ 「c. 非住宅（併用）」の工事費とは、床面積の区分が「c. 非住宅（併用）」の部分に該当する工事費です。
 - ④ 床面積の区分が、「d. 非住宅（併存）」の部分に該当する工事費は、「上記以外の融資額対象外工事費」の金額欄に記入してください。
 - ⑤ 住宅の建築工事を申請者自らが行う場合（工事施工業者に発注しない場合）は、材料費、労務費などの実際に要する費用を請負契約金額に読み替えて記入してください。

3. 設計審査・現場審査に関する通知書

- ・ 設計審査に関する通知書 [申請者通知用] [金融機関通知]
- ・ [中間時] 現場審査に関する通知書 [申請者通知用] [金融機関通知]
- ・ [竣工時] 現場審査に関する通知書 [申請者通知用] [金融機関通知]

それぞれ各申請書（第二面）から転記して、印刷プレビューで確認してから、印刷してください。

4. 建物の構造・用途に関する申出書

中間資金の交付時又は融資の契約時に「特約火災保険」をご利用される方の特約火災保険料を算出する際に使用しますので、中間検査時に必要事項をご記入のうえ、お申込みをされた金融機関に提出してください。

VIII 「現場審査申請書付表」工事内容確認チェックシート (中間時・竣工時) の記載要領等

1. 当書式の目的・役割について

当書式は、申請者（施主）及び工事監理者（建築士法に定める工事監理を行う方をいいます。以下同じ。工事監理者がいない場合は工事施工者）の両者が、予定した工事内容について適切に施工されているか自己チェックできるように、適合すべき基準等の概要を示したものです。
(各基準の詳細については「公庫融資住宅基準集」でご確認ください。)

両者で工事内容を確認後、次のいずれかにより記名・押印してください。

- (1) 工事監理者がいる場合は、申請者と当該工事監理者が連名で記名・押印。
- (2) 工事監理者がいない場合は、申請者と工事施工者（複数の場合は代表者）が連名で記名・押印。

2. 申請方法等について

設計登録住宅の場合は<設計登録住宅用>、その他の場合は<一般用>を使用してください。

(1) 中間時現場審査申請時

当書式（1部）を「工事内容確認チェックシート（中間時・~~竣工時~~）」としたうえで、中間時確認欄のチェック項目について着工から中間時現場審査申請までの間に確認し、確認できた項目に○印でチェック〔〕して現場審査申請書（中間時）に添付してください。

(2) 竣工時現場審査申請時

当書式（1部）を「工事内容確認チェックシート（~~中間時~~・竣工時）」としたうえで、竣工時確認欄のチェック項目について着工から竣工時現場審査申請までの間に確認し、確認できた項目に○印でチェック〔〕して現場審査申請書（竣工時）に添付してください。

3. チェック項目等について

お申込みの内容に応じて、次表の「基準項目」の該当する内容全てについて○印でチェック〔〕してください。

- ・「■」の項目は該当する場合に必ずチェックしてください。
- ・「(■)」の項目は工事の進捗状況に応じて、申請時点までに現場で確認できる場合のみにチェックしてください。
- ・「-」の項目はチェックする必要はありません。

申込み内容等	チェックが必要な基準項目
①全ての住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・一般共通基準の項目（ただし一戸建ての場合は「区画」のチェックは不要） ・耐久性基準のうち、該当する構造の基準のすべての項目
②耐久性基準+バリアフリータイプとする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・①の項目 ・バリアフリータイプに係る基準の項目
③耐久性基準+省エネルギータイプとする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・①の項目 ・該当する住宅の種類に応じた断熱性能の基準の項目
④他の基準を利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・①及び②又は③の項目に加えて歴史的・文化的町並み等保存承継住宅に係る基準や超長期親子リレー返済住宅に係る基準の項目

4. その他

公庫が定める基準により難い部分のある住宅であって、これらの基準に該当する住宅と同等以上の性能を有すると公庫が認めたものについては、基準適用の除外を受けた基準項目についてのチェックは不要です。当該項目の備考欄に「適用外」と記入してください。

附則 この要領は、令和5年10月1日以降に沖縄振興開発金融公庫で借入申込を受け付けたものから適用する。

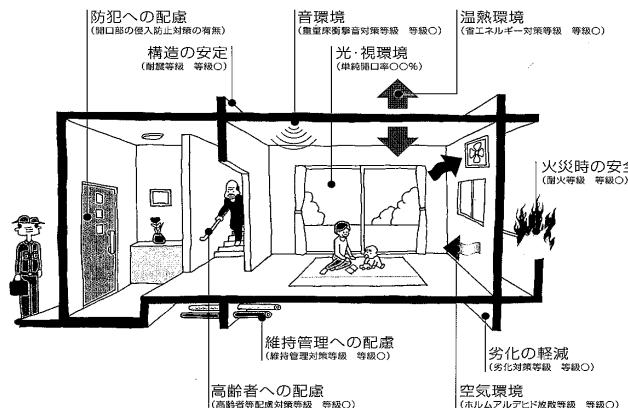
住宅性能表示制度のご案内

＜住宅性能表示制度にはこんなメリットがあります＞

住宅性能表示制度は法律に定められた信頼できる制度です。構造の安定、高齢者等への配慮などの性能の相互比較がしやすい、第三者機関による客観性・信頼性の高い評価が受けられる、トラブル発生時の際は専門的な紛争処理が受けられるなどのメリットがあります。

なお、この制度を使うかどうかは、住宅を取得しようとする方や、住宅生産者、販売者などの任意の選択に委られます。

住宅性能表示のイメージ



第三者機関の評価が受けられます。

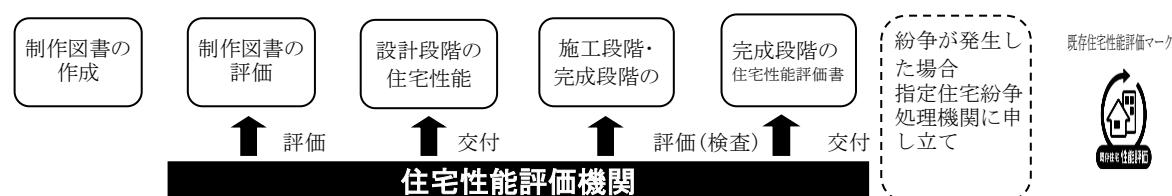
客観的な評価を実施する第三者機関が「指定住宅性能評価機関」として指定されています。

指定住宅性能評価機関は、申請にもとづき、評価基準に従って住宅の性能評価を行い、その結果を住宅性能評価書として交付します。

- 住宅性能評価書のマーク
設計住宅性能評価のマーク



建設住宅性能評価のマーク



住宅性能評価書の内容を契約に活かせます。（新築住宅のみ）

住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書やその写しを、新築住宅の売買契約書に添付などすると、住宅性能評価書の記載内容が契約されたものとみなされます。

ただし、契約書面で契約内容から排除することを明記した場合はこの限りではありません。
注文住宅の場合、設計が終わった段階で、設計住宅性能評価書の内容を請負契約に反映することができます。
また、完成段階で交付される建設住宅性能評価書の内容と、相互比較することもできます。

円滑、迅速で、専門的な紛争処理が受けられます。

建設住宅性能評価書が交付された住宅については、**指定紛争処理機関**(各地の弁護士会)に紛争処理を申請することができます。指定住宅紛争処理機関は、裁判によらず住宅の紛争を円滑・迅速に処理するための機関です。建設住宅性能評価書が交付された住宅の紛争であれば、評価書の内容だけでなく、請負契約・売買契約に関する当事者間の処理を扱います。

紛争処理の手数料は1件あたり1万円です。

【住宅性能表示制度のくわしい情報はこちらのホームページへ】

- 国土交通省 (<http://www.mlit.go.jp/>)
- 住まいの情報発信局 (<http://aaa.sumai-info.jp>)
- 住宅性能評価機関等連絡協議会（評価協） (<http://www.hyouka.gr.jp>)

住宅性能表示制度を活用すると設計審査が一部簡素化されます。

住宅性能表示制度を活用すると

- ① 公庫の審査を受託している住宅性能評価機関に、公庫の設計審査と設計住宅性能評価を同時に申請する場合は、一部設計図書を兼用することができます。
- ② 住宅性能評価書の提出により、公庫設計基準と性能表示基準が重複している部分については、受託検査機関における図書審査が省略されます。

設計審査申請時の提出書類

通常の場合

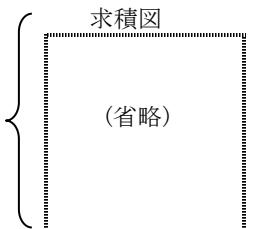
- ・設計審査申請書 1通
- ・設計審査に関する通知書 2通
- ・設計図書 2通



性能表示制度を利用する場合

- ・設計審査申請書 1通
- ・設計審査に関する通知書 2通
- ・設計図書 2通

【①同時申請の場合】



【②図面審査省略の場合、上記に加え次の書類を提出】

- ・設計住宅性能評価書の写し 1通
- ・性能表示住宅に関する申出書（※）
(性能表示住宅用) 1通

*性能表示住宅に関する申出書は、当冊子の次ページをコピーしてご利用ください。

[沖住個第4号書式]

性能表示住宅に関する申出書

受託検査機関 殿

申請者名

印

私は、設計審査の申請にあたり以下の基準について適合していることを確認しました。

公庫が定める建設基準	性能評価に係る項目とその等級	確認欄
I 共通基準 (2 - (7) 断熱構造)	「5 - 1断熱等性能等級」 ・等級4、等級3又は等級2	<input type="checkbox"/>
I 共通基準 (2 - (8) 換気設備の設置)	「6 - 2換気対策」(3) イ①機械換気設備	<input type="checkbox"/>
I 共通基準 (2 - (12) 床の遮音構造)	「8 - 1重量床衝撃音対策」 ・等級5、等級4、等級3又は等級2 「8 - 1重量床衝撃音対策」(3) ロ① ・a (27cm) ・b (20cm) ・c (15cm)	<input type="checkbox"/>
II 耐久性基準 (柱の小径、基礎の構造、土台、床下点検口を除く。)	「3 - 1劣化対策等級 (構造躯体等)」 ・等級3又は等級2	<input type="checkbox"/>
III 長寿社会対応住宅基準 (バリアフリー住宅基準)	「9 - 1高齢者等配慮対策等級 (専用部分)」 ・等級5、等級4又は等級3	<input type="checkbox"/>
IV 環境共生住宅基準 (省エネルギー住宅基準)	・断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級6 ・断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級4又は5	<input type="checkbox"/>

【設計住宅性能評価を受けようとする又は受けた住宅に係る設計審査について】

住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）の第5条に規定する設計住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る）を受けようとする又は受けた住宅については、当該チェックシートを利用するものとする。

記載については、設計住宅性能評価を受けた等級について該当する確認欄に〔□〕を記入するものとする。なお、設計審査の申請にあっては、設計住宅性能評価書の写しを設計審査申請書等に合わせて、受託検査機関に提出するものとする。

設計審査と住宅性能評価の申請窓口が同じ場合にあっては、設計図書について求積図以外は、住宅性能評価申請に添付する図面と兼用することができる。